

二級建築士の免許の取消しについて

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり二級建築士の免許を取り消しましたので、同法同条第 3 項の規定により公告します。

記

- 1 免許の取消しをした年月日
令和 6 年 8 月 19 日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

氏名	建築士の別	登録番号
野村 進	二級建築士	愛知県知事登録第 2 4 1 4 6 号

- 3 免許の取消しの理由
建築士より建築士法第 9 条第 1 項第 1 号の規定による申請があったため。